

総合計画と地方版総合戦略について

1 計画の位置づけ

(1) 総合計画について

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ア 計画の目的 | 総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想 |
| イ 策定根拠法 | 現在なし（従前は地方自治法に義務付け）
※ 策定自体が自治体の判断 |
| ウ 計画の構成 | 定めなし |
| エ 計画の期間 | 定めなし |

(2) 地方版総合戦略について

- | | |
|---------|--------------------|
| ア 計画の目的 | 「まち・ひと・しごと創生」施策の推進 |
| イ 策定根拠法 | まち・ひと・しごと創生法 |
| ウ 計画の構成 | 目標、基本的方向、具体的施策 |
| エ 計画の期間 | 5年間 |

2 長岡市の取り組み

(1) 次期総合計画の策定について

総合的なまちづくり構想(10年間を想定)であり、27年度中に策定する。

(2) 地方版総合戦略の策定について

地方創生に特化した計画であり、平成27年秋頃までに策定する。

(3) 二つの計画策定における調整について

地方版総合戦略の策定期間が早い。

二つの計画とも、策定担当課は政策企画課であり、今後の策定業務では計画内容の調整を図っていく。

(総合計画策定委員会の地方版総合戦略への関わり方を検討中)